

様式1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和7年10月3日

| | |
|---------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1:都道府県知事・市区町村等 |
| | ○知事 ●市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 福岡県 |
| 3. 市区町村名 | 八女市 |
| 4. 届出番号 | 3 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 65-1 |
| 6. 独自利用事務の対象者 | 母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童 |
| 7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日 | 平成27年12月18日 |
| 8. 保護評価の実施の有無 | 1. 有 |
| 9. 評価書番号 | 24 |
| 10. 保護評価書の名称 | 八女市ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務 |
| 11. 保護評価書のURLリンク | https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=八女市長&ev_name=ひとり親&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=7&opn_date_from_month=7&opn_date_from_day=2&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=7&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=2&count=20&search=検索 |
| 12. 委任関係 | |

執行機関名 八女市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1) 法定事務 | (2) 独自利用事務 |
|----------|--|---|
| ①事務の名称 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの | 八女市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年八女市条例第17号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表の項 | 65 | |

| | | |
|--------------------------------|---|--|
| ③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項 | 90 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 八女市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月18日八女市条例第32号)別表第1 第3の項 八女市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年八女市条例第17号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第1条 | 八女市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年八女市条例第17号)第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第1条 この法律は、(母子家庭等及び寡婦)の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の(福祉を図る)ことを目的とする。 | 第1条 この条例は、(母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童)の心身の健康の向上に寄与するため、医療保険各法に基づき医療を受けた場合に、自己負担をしなければならない費用を公費で負担する措置を講じ、もって母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童の(福祉の増進)を図ることを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 八女市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年八女市条例第17号) |

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

| 事務1 | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|-----------------|--|--|
| ①根拠規定 | 利用特定個人情報提供省令 92 条 項 2 号 | 八女市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年八女市条例第17号)第5条 |
| ②事務の内容 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号(これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 | ひとり親家庭等医療費の支給を受けようとする者の受給資格の審査に関する事務 |
| 利用特定個人情報1 | | |
| ①根拠規定 | 利用特定個人情報提供省令 92 条 項 2 号ロ | 八女市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年八女市条例第17号)第3条第2項第3号から第9号 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める利用特定個人情報 | 道府県民税又は市町村民税に関する情報 | 道府県民税又は市町村民税に関する情報 |

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

| | |
|----|--|
| 備考 | |
|----|--|